

新宿区教育委員会会議録

令和 2 年第 6 回定例会

令 和 2 年 6 月 3 日

新宿区教育委員会

令和2年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和2年6月3日(水)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時15分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	山 下 浩 一 郎	委 員	羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	中 山 浩
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	広 瀬 岳 平
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 国 分 克 行
-------------------	---------------------

## 議事日程

### 議 案

日程第1 第28号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第1 第29号議案 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

### 報 告

- 1 新宿区立学校（園）における再開後の対応について（教育調整課長）
- 2 令和元年度新宿区学力定着度調査の結果分析等について（教育指導課長）
- 3 「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について（中央図書館長）
- 4 区立図書館サービスの再開について（中央図書館長）
- 5 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、山下委員にお願いいたします。

○山下委員 はい。

---

◎ 第28号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第29号議案 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価の実施方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第28号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、

「日程第2 第29号議案 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価の実施方針について」を議題とします。

本日の進行につきましては、日程第1 第28号議案及び日程第2 第29号議案について一  
括して説明を受け、審議した後、報告1から報告4について報告を受け、質疑を行います。

それでは、第28号議案及び第29号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第28号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正  
する規則について、御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本件は、学校保健安全法第20条の規定に基づく新宿区立学校及び幼稚園の臨時休業により  
実施できなかった授業時数を確保するため、夏季休業日の短縮に必要な規定を整備するもの  
でございます。

改正内容といたしましては、新宿区立学校及び幼稚園の夏季休業日を令和2年度に限り短  
縮することができる規定を整備するものです。

また、この改正にあわせて、当初附則に見出しの追加を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

本改正は、第3条の2第1項に規定しております夏季休業日を短縮するもので、令和2年  
度のみの特例的な扱いとするため、今回は本則の改正は行わずに附則の新設を行うものでご

ございます。

2 ページを御覧ください。

2 ページに附則がございますが、まず附則の第3項で、小・中学校及び特別支援学校の夏季休業日の期間につきましては、本則の規定上「7月21日から8月24日まで」とあるのを、この第3項で令和2年度に限り、「8月8日から8月24日まで」と読み替えるものでございます。

次に、第4項ですが、幼稚園につきましても、本則の規定上「7月21日から8月31日まで」とされているものを、この第4項で令和2年度に限り、「8月1日から8月31日まで」と読み替えるものでございます。

なお、本改正に伴いまして、当初附則の第1項及び第2項につきましても、それぞれ施行期日と経過措置の見出しを追加するものでございます。

最後に、3 ページを御覧いただきますと、本改正の附則でございますが、この規則は、公布の日から施行いたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第28号議案の提案理由です。

新宿区立学校及び幼稚園の夏季休業日を令和2年度に限り短縮するため、規定を整備する必要があるためでございます。

続きまして、第29号議案 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について、御説明いたします。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価を毎年度実施しているもので、今年度の実施方針を定めるものでございます。

お手元の実施方針を御覧ください。

こちらの内容につきましては、前年とほぼ同様となっております。

1 の実施目的ですが、2 点ございます。

まず1点目は、この点検及び評価を通じて、課題や今後の改善の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の一層の推進を図ること。そして2点目は、結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図ることを目的としているものでございます。

2 の点検及び評価の対象につきましては、教育ビジョンに掲げる全78事業が対象となるものです。

3の実施方法です。今回の点検及び評価は、令和元年度、つまり前年度の個別事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すもので、学識経験者の意見を聴取した上で実施をしております。そして、例年どおり10月の教育委員会定例会におきまして、報告書を御審議いただき、決定されたものを翌年度の事業の実施方針及び予算見積りに反映していくものでございます。

また、報告書につきましては、区議会にも提出し、区民に公表しております。

根拠法令等につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

1枚目にお戻りいただきまして、第29号議案の提案理由です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うにあたって、実施方針を定める必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。

第28号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○**羽原委員** 体育館の空調の工事など、夏季休業をこの期間に縮めて、支障はないのかどうか。現場としては何か気になるようなことはありますか。

○**学校運営課長** 工事に関しましては、この間、各休業期間を短くするということをあらかじめ想定しておりまして、発注をしておりました。また、特に学校教育に支障のない、急ぎでない工事については次年度に送るという対応をしておりますので、特に工事の面については支障はないと考えてございます。

○**教育調整課長** 学校において、子どもたちがこの夏季期間中に授業日に振り替わったことによって、何か支障がないかという点についてでございますが、教室には冷房が入っているということで、特段、熱中症等の心配はないものと考えております。

ただ、もし体育館等を使うことがありますと、まだ一部、体育館の中に冷房が設置されていない学校もございますので、その点については十分注意をしながら、学校運営上、子どもたちに支障のないように、健康上の害がないように取り組んでまいりたいと考えております。

○**羽原委員** それ以外にも、学校現場としては真夏の炎天下であるわけだから、教室はいいですよ。だけれども、現場の視点から、それ以外にも課題や気になること、何かそういうことはありますか。

○**教育指導課長** 夏季の教育活動については、これまでも7月20日ぐらいまでは授業等をやってきたところでございます。空調の効いた教室で授業を行っていく分には、特段大きな課題はないかと思っております。

しかし、校庭での活動ですとか、いわゆる屋外でやらなければならない体育に関しては、特に今年度の場合、休校期間が長かったこともありまして、それまでにどこまで児童・生徒の体力的なところが戻っているのかということもでございます。ただ、この点につきましては、例年の熱中症への対策とそう大きくは変わらないと考えることができますので、この点については、学校に十分に注意喚起をしまいたいと考えております。

○**羽原委員** 例えば登校時、例年よりは相当暑いわけで、登校した時点の体調であるとか、あるいは給食の取り扱いも、例年以上に気にかかるわけだから、各学校でのことではあるけれども、そのあたりの対応をぜひ細やかにお願いしたいと思います。僕らが言うことではないかもしれないが、学校長の下でそういった細やかな配慮、あるいは地域や学校ごとの調整なりというものをうまくできるように、この時期を乗り越えていただきたいと思います。

○**教育長** 学校現場にはよく、状況に合わせて対応していただくようにお伝えください。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

○**星野委員** やはり暑い時期ですので、水分補給は小まめにしていきたいのですが、水だけを飲んでいると、かえって熱中症が進んでしまったり、逆に脱水症状になったりすることがありますので、塩分や糖分の補給等についても考慮しながら、指導をお願いしたいと思います。

○**羽原委員** 例年、夏場は水筒についてどういう扱いになっていますか。

○**学校運営課長** この間、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、幾つかの学校には冷水器が設置してあるんですけれども、そこに口をつけて飲んでしまうお子さんがいらっしゃるから、教育委員会からも水筒の持参を呼びかけておりまして、学校でも水筒を持参していただくということで、現在対応しているところでございます。

○**羽原委員** そうですか、ぜひよろしくをお願いします。

○**山下委員** 先ほどの熱中症に関してですが、登校時や学校にいる間はまだいいと思うんですけれども、下校時はちょうど1年生などが昼間に下校することになるかと思えます。安全上の理由から、決まった通学路があって、学校ではそこを通るように指導しているはずなんです。そうすると、炎天下、日陰でないところを歩かざるを得ない状況もあるかと思えます。休業期間後、体力が戻っていない状態だと思いますので、その辺についても配慮をいただけ

ればと思います。

○教育長 その点についても、十分に配慮していくよう、学校現場に伝えておきます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、質疑応答を終了します。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第28号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第29号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、質疑応答終了します。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第29号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

- 
- ◆ 報告 1 新宿区立学校（園）における再開後の対応について
  - ◆ 報告 2 令和元年度新宿区学力定着度調査の結果分析等について
  - ◆ 報告 3 「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について
  - ◆ 報告 4 区立図書館サービスの再開について

○教育長 次に事務局から報告を受けます。

報告 1 から報告 4 について、一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、報告 1、新宿区立学校（園）における再開後の対応について、御説明いたします。お手元の報告 1 の資料を御覧ください。

政府は先月25日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を全面解除し、また、東京都も同じく26日から生活を維持する上で必要性の高い施設や学校などを再開することとした方針を示したことを踏まえまして、新宿区でも区立の小・中学校、幼稚園を6月1日から再開し、下記のとおり対応しているものでございます。



まず、1の再開時期についてですが、ただいま申し上げましたとおり、6月1日から再開をしております。

2の入学式・入園式につきましては、記載の日時にそれぞれ実施をしてきたところでございます。

次に、3の授業等についてです。6月中は、分散登校を実施しております。期間は2週間を基本として、その間の状況を踏まえた上で、その後、通常登校に移行するのか、そのまま分散登校を継続するのかを判断してまいりたいと考えております。

続いて、授業日の確保についてですが、先ほど御承認いただきましたとおり、今年度の臨時休業の期間が2か月にわたったことから、新たな授業日の確保に向け、夏季休業日を記載のとおり短縮してまいります。

具体的には、小・中学校及び特別支援学校の夏季休業日は、8月8日土曜日から8月24日月曜日までの17日間、幼稚園の夏季休業日は、8月1日土曜日から8月31日月曜日までの31日間としてまいります。

また、併せて特別支援学校と幼稚園を除きまして、小・中学校では、9月以降、土曜日に半日授業を月2日程度実施してまいります。

裏面に移りまして、家庭学習についてです。分散登校の実施期間中につきましては、臨時休業中と同様に家庭学習の支援を行ってまいります。また、オンラインを活用した学習支援を実施してまいります。

このオンラインを活用した学習支援といたしましては、タブレット端末を中学校第3学年の全生徒に、及び家庭にネットワーク環境のない小学校5年生から中学校2年生の児童・生徒に貸与し、各学校が作成した授業動画の配信による教科指導や、デジタルドリルなどの教材を活用した自学自習の支援を実施してまいります。

続いて、4の給食についてですが、小学校は6月1日から、ただし1年生については、6月3日、本日から実施しております。また、中学校は6月2日から、新宿養護学校は6月5日から、それぞれ給食を実施してまいります。

なお、6月中の給食につきましては、三大アレルゲンと小麦を使用しないメニューとしまして、その他のアレルギー、また宗教等による除去食についての対応はできない旨、保護者にも周知をしているところでございます。

続きまして、5の基礎疾患等がある児童・生徒等についてです。

新宿養護学校のお子さんなど、基礎疾患等のあることにより重症化するリスクが高い児童

等につきましては、事前に主治医や学校医に相談の上、登校の判断を行うものとしております。

また、保護者から感染が不安で学校を休ませたいとの申出があった場合には、まず学校の感染症対策について十分説明した上で理解を得るよう努めてまいります。いずれの場合も欠席を認める場合につきましては、出席停止等の欠席扱いとしないものとしてまいります。

次に、6の感染症対策についてです。今回、学校の再開に向けましては、文部科学省から新しい生活様式を踏まえた感染症に関する衛生管理マニュアルが5月22日付で出ておりますので、そちらに基づき対策を徹底してまいります。

なお、5月中に、各学校には、マスクやアルコール消毒液とともに非接触型体温計などを既に配布しているところでございます。

次の7、学校行事、地域と連携した活動等につきましては、3密にならないプログラム内容や運営方法としてまいります。それでも3密を避けられない行事については、延期もしくは中止の扱いとさせていただきます。

また、地域が主体的に実施する活動につきましても、区の方針等を情報提供してまいりまして、学校行事と同様の対応となるよう協力を求めてまいります。

3ページに移りまして、8番の部活動についてでございます。

部活動につきましては、当面の間、感染拡大防止の観点から行わないものとしたします。ただし、感染防止のための防護措置を取ることができる活動につきましては、適切な管理の下で実施してまいります。

9の定期健康診断につきましては、記載のとおり延期して実施いたします。

10の心のケア、面談等についてです。引き続き、相談窓口の周知や質問紙を活用した児童・生徒の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症等により心身の影響が大きいと思われる児童・生徒等に対しましては、感染症対策を十分に行った上で、スクールカウンセラーの面談を実施してまいります。また、スクールカウンセラーは随時児童・生徒や保護者の相談にも対応してまいります。

説明は以上です。

○**教育指導課長** それでは、本年1月10日に実施いたしました令和元年度新宿区学力定着度調査の結果分析等について、御報告いたします。

報告2の資料を御覧ください。

調査の目的は、学習指導要領に示されている各教科の目標や実現状況を経年により把握し、

個々の児童・生徒の学力向上を図ること、また、学校は結果を分析し、指導方法等を見直し、指導の改善を図ること、そして児童・生徒一人一人の学習の改善を図ることとございます。

それでは、お手元の資料、左上の分析項目から御説明させていただきます。

正答率は、全設問に対し、児童・生徒が正答した割合を示したものです。標準スコアは、全国の平均正答率を50としたときの換算値です。目標値は、設問ごとに正答できることを期待した児童・生徒の割合を示したものです。前年度の同傾向の問題における全国平均を加味して算出・設定したもので、難易度が高い問題ほど目標値の設定は低くなります。達成率は、目標値と同程度以上であった児童・生徒の割合を示しております。

まず初めに、小学校の結果について御報告いたします。

国語と算数について、2年生から6年生までを対象に実施いたしました。全体表1を御覧ください。結果は、経年で比較するため、標準スコアで整理いたしました。小学校は、全ての学年で50を超えてございます。この標準スコアは、50を上回っていれば、相対的に良好とされています。例えば、国語の6年の令和元年度は52.5、平成30年度の5年のときは51.6、さらに29年度は51.5となります。それぞれ縦に御覧いただければと思います。

続いて、全体表2を御覧ください。

新宿区の正答率と目標値が示されており、全学年、目標値を上回っています。小学校、中学校共通の改善策は、後ほど御説明いたします。

小学校の概要について御説明申し上げます。

各教科、左から結果、丸は特徴、黒の三角形は課題を示しています。中央にデータとして正答率や正答率の度数分布、観点別レーダーチャート等をお示ししています。右には、改善策例として、学校の取組のヒントになる例をお示ししています。

国語についてです。全体表1・2やグラフ1にもあるように、どの学年も標準スコアが50を超え、目標値を5ポイント以上上回っています。表1より、達成率は全学年、全国平均を上回り、第2学年が最も高い結果となっています。表2にもありますように、一部を除き、各観点で全国平均正答率を上回っています。第3学年の「読むこと」は、全国平均を5.4ポイント上回りました。

改善策については、それぞれの学年でございますが、ここでは、第3学年のものを御紹介いたします。

日常から国語辞典の活用や、物語を読む際、登場人物の関係性や行動、中心となる事柄を捉えていくことに重点を置き、指導することなどが挙げられてございます。

次に、算数です。全体表1・2やグラフ4にもあるように、どの学年も標準スコアが50を超え、目標値も4ポイント以上上回っております。表3の達成率は、全学年、全国平均を上回り、第4学年が最も高く、全国平均を14.7ポイント上回っていました。表4では、全ての観点で全国平均正答率を上回り、第5学年の「思考」は、全国平均を8.7ポイント上回っていました。

改善策に載っているもの、ここでは5年生の例を御紹介いたします。

上段の最小公倍数については、公倍数を予想した後で、2つの数の倍数をそれぞれ出して確かめる基本的な方法で指導することが必要であること等を示しております。

次に、資料を1枚おめくりいただきまして、中学校です。

1、2年生を対象に、国語、社会、数学、理科、英語について実施いたしました。全体表3・4は、小学校と同様の見方です。第2学年は数学の標準スコアが少し上昇しました。結果については、第2学年を中心に御報告いたします。

国語についてですが、区の平均正答率は、全体表4にあるように、目標値を上回っています。観点別レーダーチャートでは、「読む能力」が全国平均を上回っています。改善策例としては、古文を区切りながら意味を理解させることや、音読や小テストを繰り返して定着するように指導することなどをお示ししています。

続いて、社会です。区の平均正答率は、目標値を下回っています。資料活用の技能については、第2学年で前年度比0.2ポイント上昇しました。改善策例としては、江戸時代の身分を確認し、町の様子や役割を持ち自治を行っていたなど、様子を理解できるように指導することなどがあります。

数学についてです。区の平均正答率は、各学年とも目標値を上回っています。観点別平均正答率では、第2学年で「数学的な見方や考え方」は5.4ポイント全国平均を上回っています。改善策例としては、錯角や図形の性質を理解させ、類似問題などで定着させることをお示ししています。

理科です。区の平均正答率は各学年とも目標値を下回っております。正答率度数分布を見ると、学力分散型の傾向が見られます。改善策としては、化学反応の前後で、なぜで原子の種類と数が変わらないのか原因を指摘し、ふさわしいモデルを考える指導をすることなどをお示ししてございます。

英語です。区の平均正答率は、各学年とも目標値を上回っています。第2学年では、「言語や文化についての知識・理解」が7.8ポイント上回っていることをはじめ、全項目で全国

平均を上回っています。改善策例としては、基本的な構文や文法表現の習熟とともに、自分が考えたことを英文にして書く練習を積ませることなどをお示ししています。

以上が、結果及び改善策の例となります。

では、もう一度、1枚目にお戻りください。

小・中学校共通の課題としては、6点挙げてございます。

1、各校の実態分析に基づく組織的な対応の充実、2、学力向上のための重点プランの作成。このプランにつきましては、調査結果等に基づき、明らかになった課題を解決するための具体的な授業改善策や重点的な取組を学校として作成するものです。

3、指導方法や学習習慣の見直し、4、各学年の習熟の状況を把握する、5、フォローアップワークシートの計画的な活用、6、学習指導支援員等との連携による個別指導の充実などが挙げられます。

今後の取組につきましては、教育委員会では令和2年2月25日に調査の事後説明会を開催し、概要を伝えてございます。学校再開後、校長会、副校長会でこの結果について改めて報告いたします。また、学校が提出する学力向上のための重点プランの確認を行い、学校訪問や第三者評価等により、各校のプランの実現状況を確認してまいります。

以上で、報告を終わります。

○中央図書館長 それでは、報告3、「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について、御報告いたします。

区では、平成16年3月に「第一次子ども読書活動推進計画」を策定以来、継続して計画に基づき、子ども読書活動を推進しているところでございます。

現在は、令和2年度からの4年間を計画期間とする第五次の計画期間中でございます。このたび、本年3月までの計画である第四次推進計画に掲げる5つの数値目標の進捗状況がまとまりましたので、御報告いたします。

まず、1の区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加です。

最終年度である令和元年度末の実績は17万5,989人となり、過去5年間の推移を勘案して、計画の最終年次の目標として定めました更新後の目標値、令和元年度の括弧内の数値となっておりますが、18万6,748人に対しましては、1万759人足りず未達成となりましたが、計画策定時の当初目標値12万4,100人は上回っております。

未達成となりました理由の一つといたしましては、続くほかの指標にも言えることですが、本年3月1日以降、開架書庫での資料閲覧や閲覧席の利用が制限されるなど、新型コロナウ

ウイルス感染症拡大の影響により、区立図書館の利用機会が減ったことが挙げられるものでございます。

次に、2の区立図書館における子どもの年間貸出冊数の増加です。

令和元年度の実績は48万6,746冊となり、更新後の目標値55万2,236冊に対しましては、6万5,490冊足りず未達成となりましたが、当初目標値43万9,600冊は上回っております。

それでは、裏面にお進みください。

3の区立図書館における団体貸出冊数の増加です。

令和元年度の実績は6万8,330冊となり、更新後の目標値6万9,186冊に対しましては856冊足りず未達成ですが、当初目標値5万7,000冊は上回っております。

次に、4の区立図書館における団体貸出の利用率の増加です。

令和元年度の実績は67.9%となり、目標値を7.1ポイント下回っており未達成ですが、こちらは令和元年度から新たに放課後子どもひろばを団体貸出対象に加えたところ、その数29所に対しまして団体登録が2か所にとどまったことや、元年度中に新設された私立の幼稚園4園、同様私立の子ども園2園が母数に加わったことなどが主な理由でございます。

最後に、5の区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少です。

不読者率とは、1か月間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合でございまして、この数値が低いほど本を読んでいるお子さんが多いということを示すものでございます。

第四次の推進計画では、元年度の当初目標では、小学生2%以下、中学生5%以下と設定してございましたが、平成30年度時点で、既に実績値として小・中学生とも0.1%以下となっております。これは平成30年度までに全ての学校において朝読書の取組が浸透した結果によるものですが、この朝読書の定着により、不読者率の調査を行っても、実績としては記載のとおりほぼ0.1%となることが見込まれ、指標としてふさわしくないため、令和元年度の実績把握においては、不読者率の算定方法を見直してございます。

具体的には、小学生、中学生の自主的な読書習慣の実態を捉えるため、朝読書を含まないという形で調査をいたしました。その結果、記載のとおり小学生13.1%、中学生34.9%という実績になりましたが、当然ながらこの数値は平成30年度までの実績とは比較することができないものでございます。

なお、御説明したとおり、第四次推進計画で掲げておりました不読者率の目標は、区立学校における朝読書の定着により一定の成果を得たものと考えられますので、第五次の推進計画では、不読者率に代わる新たな数値目標として、家庭などで30分以上自主的に本を読む小

学生の割合を指標としてございます。

以上で、「第四次子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗についての御報告を終わります。

続きまして、報告4、区立図書館サービスの再開について御報告いたします。

区立図書館では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本年3月1日以降、開架書庫での資料閲覧や閲覧席の利用など、一部のサービスを中止しながら開館しておりましたが、政府の緊急事態宣言及び東京都知事の休業要請により4月11日から5月10日まで臨時休館となり、その後、宣言等の延長により5月11日以降も継続となっておりました。

その後、政府の緊急事態宣言が5月25日に全て解除されたことを受け、今週月曜日、6月1日から感染拡大予防対策を徹底の上、まずは休館前予約確保分の資料貸出の臨時窓口開設から、サービスを提供してございます。

まず、1の臨時休館中の予約状況です。

サービスを再開する直前、5月31日18時時点での各図書館別の予約資料取置き状況を表にまとめてございます。この表の数値は、資料の点数ではなく、実予約済み人数でございます。

2のサービス再開準備ですが、(1) 図書の特別整理ですが、中央・こども図書館では臨時休館中に蔵書の総点検、棚卸しを終えてございます。

(2) の感染予防対策ですが、全ての貸出資料につきましては、国立国会図書館の奨励事項にならない、72時間以上空気に触れさせて保管後、貸出しをしてございます。

さらに、それでも気になる御利用者のために、貸出場所に御自身で清拭できるアルコール消毒液等を用意してございます。

次に、サービス提供予定でございます。

区では、緊急事態宣言の解除後も、6月いっぱい、新型コロナウイルス感染症警戒期間と位置づけており、感染症の収束状況、つまり第2波襲来等の状況が生じていないことを確認の上、施設ごとに順次サービスを再開することとしてございまして、区立図書館も同様に、資料に記載のと通りの段階を踏んで、サービスを提供してまいります。

まず、①ですが、第一段階として6月1日、今週月曜日から既に臨時休館前に確保された資料の貸出を再開してございます。行列等による感染リスクを避けるため、まずは新宿区に住所のある方先行で、あらかじめ受取可能日時を複数指定、御都合のつく時間帯に御来館いただいております。

今週月曜日以降、本日午前までの状況を確認してまいりましたが、各館とも特に大きな混

乱なく御来館いただいております。

参考までに、昨日までの2日間では、1に記載の8,265人のうち、既に1,662人に資料をお渡しできておりますので、2日間で約2割という状況で御来館いただいております。

このペースでも特に長い列が発生するようなことはございませんでしたので、分散来館への御協力のお願いがうまく機能しているようでございます。

次に②、第2段階としては6月11日の木曜日からは、区内外問わず、全ての予約済みの方に貸出を行います。

また、この日からホームページ上や電話での新たな資料、予約も受け付けることとしてございます。

③第3段階としては、6月19日の金曜日から新規での利用者登録を再開するとともに、館内OPAC等の開放を行ってまいります。

最後に、④7月1日からは閲覧席は制限をさせていただくということで、館内での3密の状態の発生を防ぐため、一定規模での入館制限も行いながら、書架への立入りや閲覧室、新聞コーナーの御利用なども全て提供する予定にしております。

4の利用者周知ですが、以上のような段階を踏んだサービス再開について、ホームページでの掲載、各図書館でのポスター掲示のほか、予約されている方へは案内メール、あるいは個別の電話等で周知をしております。

また、6月25日号の広報新宿では、図書館の全面的な利用再開についてお知らせをする予定としてございます。

報告は以上でございます。

○**教育長** ありがとうございます。報告4件の説明が終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。

○**羽原委員** 学校が再開されて、いわゆるオンライン学習の機材を3,000人以上リースすることになっていたかと思いますが、それは当面不要になるのか、あるいは第二波以降に向けての契約として生きているのか、どうなっているのでしょうか。

○**教育支援課長** タブレット端末につきましては、3,500台を確保させていただきまして、来年の3月末日までお借りする予定になっております。

現在、小学校3年生以上で希望調査を行っておりまして、その数もようやく固まった段階でございます。5月の末から配付を始めておりまして、順次、児童・生徒さんのお手元に届



いているところでございますが、今後はデジタルドリル教材など、家庭でできる学習にも活用していただきたいということ、また、委員の御指摘のとおり、第二波が来たときの臨時休業にも対応できるように、そのときの活用も視野に入れながら、現在、学校でも活用について研究、検討を進めているところでございます。

○羽原委員 今のお子さんたちは、機器の扱いはそれなりにできるとは思うけれども、学校に見学に行ったときに、やはりできる子と不十分な子の格差というものを見ていて感じるので、学校では、家庭での端末の使い方、これをぜひ、自分一人でうまく使えるように指導してあげてほしいと思います。

○教育支援課長 端末の使い方につきましては、教員の方で、子どもたちがどのように学習に取り組んでいるのか履歴で分かるようになっております。あまり学習が進んでいないお子さんについても、同時ではないものの端末上で双方向のやり取りをすることができまして、分からないことについては、子どもの方から、その機器を通して先生に質問することもできます。そういった点を十分に活用しながら、うまく活用できない子どもたちへの配慮についても、学校でしっかり取り組んでいくように促していきたいと考えております。

○羽原委員 それと同時に、先生にもレベルの濃淡があるわけです。今後のことを考えると、どうしても強制的に習熟してもらわざるを得ないので、子どもたちもさることながら、先生のレベルアップに取り組んでほしいと思います。本格的な第二波がもし来るようなことがあったときに、先生と子どもたちの双方がレベル高く機器を活用できるように。

僕は、やはりこういう機器というのは、相当興味を持って習熟する子どもと拒絶的な子どもと、どうしても格差が広がる性格があると思っています。何でも一律にやるというわけにはいかない事情も出てくるわけだから、ぜひ、子どもたちと先生との両方がレベルアップできるような、第二波に向けた予備校的な訓練を、ぜひ所管の課長にお願いしたい。

これは、僕としては学校ごとに、教育指導課からイニシアチブを取ってもらわないといけないと思うんですね。実際に一人ひとりの子どもたちが使っていくということは、明らかに学校内の指導の問題になると思いますので。

○教育指導課長 機器が来た先のことをどうするかということについては、御指摘のとおり、教育指導課ないし教育委員会全体でやっていかなければならないことであると考えております。ただ、現在届いている端末に関しては、主としてやはりドリルソフトの活用が中心になるものと考えております。これにつきましては、やはりこれから学校への働きかけが必要かと思いますが、授業時間中にそれをずっとやるというわけにもいきませんので、折に触れて

授業の中で少し取り上げて、あとは家でも実践してもらうような形をつくっていければ、活用の度合いが広がっていくかと思っております。

それから、新宿区に関しましては、先生方が実物投影機などの機器を授業に取り入れていまして、ICT機器と全く接点がなかったという状況ではなく、こちらが想定していた以上に先生方の活用が色々と進んでいる、進んでいく場合もございますので、そうした実例がございましたら応援しつつ、さらなる活用が進められるようにしてまいりたいと思います。

○教育長 そのほかに、何かございますでしょうか。

○今野委員 1 ページ目の下のほう、授業日数の確保についてですけれども、夏休みを短縮する、また、9月以降は土曜日に半日授業を月2回行うと。これは9月以降ということなので、一応はその先、感染の第二波、第三波ということがあり得るからかもしれませんが、一応3月ぐらいまでを見通して月2回ということなのかと理解しています。この夏休みと土曜日の実施で、日数的には大体どの程度カバーできるものなのか、分かりますでしょうか。

○教育指導課長 こちら、日数ベースということではなく、授業時数という考え方で試算してございます。実際には、学校によっていろいろと行事もございまして、全て一律にというわけにはまいりませんが、今回このような対応を取ることで、標準時数としては1,050時間程度の試算結果が出ておりますが、その8割から9割方は実施できるのではないかという見通しを持っているところでございます。

○教育長 9割程度ということで。よろしいですか。

○今野委員 わかりました。

○教育長 ほかに何か御質問等ありますか。

○羽原委員 資料の10にある心のケア、これはまだ学校が始まったばかりだから、そう目につくことがないのかもしれませんが、何か各学校の状況というのは、数的な形で何かしら出てきているのか、あるいはそれほどでもないのか、現状はどうでしょうか。まだ始まったばかりですけれども。

○教育支援課長 臨時休校期間中においても、スクールカウンセラーが学校で待機をして、保護者や子どもたちの心の相談に応じてきたところでございます。まだ学校が再開して2日になりまして、こちらのほうでもスクールカウンセラーを通じて何件か確認したところですが、この2日間においては、特にスクールカウンセラーが気になるような相談については寄せられていないということでございます。また、今後も丁寧に学校のほうに状況を確認しながら、スクールカウンセラーを通じて心のケアが十分にできるように体制を確保してい

きたいと思っております。

○羽原委員 今回の雰囲気についてはどうですか。

○教育指導課長 学校再開の日の様子については、比較的落ち着いてスタートはしていたと聞いております。ただ、もちろん半分の登校でございますので、教室の中に点々と座っているような状況と理解してございます。

それから、当日の子どもの心のケアの問題に関しては、やはり学校が再開したばかりでして、まだ分からないところがございます。おそらく、子どもたちからすれば、久しぶりに友達と会えたとか、先生と会えたということで嬉しさがまさっているところがあるかと思いますが、やはりもうしばらく様子を見ながら、ないしは授業で担任の先生が接していく中で、何か異変があれば、それに対応していきたいと考えているところでございます。

○教育長 今後とも、子どもたちの心のケアについて、よろしくお願いします。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

○山下委員 もし小学校で児童の感染が分かったというような場合には、やはり休校、休業ということになるのですか。そうした場合に、授業は学校ごとになりますから、例えば2週間ほど学校が閉鎖された場合には、その学校の状況に応じて、土曜日に授業を行う日が増えたり、ということもありますか。

○学校運営課長 ある小学校で児童の感染が確認された場合には、その小学校については休業ということになります。まず、保健所の方で、その児童の濃厚接触者が特定されるまでの間、一旦休業にいたします。その後、感染児童の動線であるとか、学校内での活動の接触者がほかの児童にいるのかどうかということ踏まえて、さらに休業を延長するかどうかを判断していくこととなります。

○教育指導課長 その上で、例えば2週間学校が閉鎖となったとします。月曜日から金曜日までを2週分と仮定して、この10日間分の授業時間をどこかで補填するかということに関しましては、これはケース・バイ・ケースだと思います。ただ、実際のところ、土曜授業に関しては、やはり月2回以上入れるのはさすがに子どもたちの負担も大きいので、それはなかなか考えにくいと思っております。そうすると、可能性があるとするならば、冬季休業や春季休業にという案も出てくるかと思いますが、今のところ、一律でこうすると決まっているものはございませんで、やはり学校と相談しながら決めていく、ということになるかと思っております。

○山下委員 最終的に、我々は子どもたちの学びを保障しなければいけません。何をもち、

つまり、これだけの授業時数をできれば大丈夫であるという考え方をすればよいのかどうか。

○**教育指導課長** まず、授業時数のみをもって判断していくことはなかなかできないと思います。どんなに頑張ったとしても、本来の授業時数には達しないということは衆目一致のところでございますので、時数をもってということは申し上げにくいです。

ただ、学校では、やはり授業として学校できちんと教え、学ばせること、また、家庭ではこの部分をやってほしいということ、ただ今、峻別しながら教育課程を少しずつ作り上げているところです。

○**山下委員** ぜひよろしくをお願いします。

○**教育長** ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** それでは、報告1については、質疑を終了いたします。

次に、報告2について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○**今野委員** 以前から中学校の理科の成績がなかなか上がらないということが課題で、今回も同じような傾向なんですけれども、これは中学校だけの問題ではなくて、あるいは小学校高学年ぐらいからそういう傾向があつて、それが続いているのかな、と感じたりもするんですけれども、その辺りについては何か現場感覚といましようか、あるいはデータなどがおありでしょうか。

○**教育指導課長** 私どもといたしましても、理科につきましては、中学校で伸びていないというところは認識しているところでございます。当然、中学校の理科を担当する教員はもとより、校長先生方、管理職の方々もその点は認識していて、何か有効な手はないかということで、工夫はされているものと思います。

教育委員会といたしましては、昨年の段階で、やはり中学校だけで取り組むのはどうかという話もございまして、小学校と中学校の理科を担当する教員がまとまりまして、特に小学校期の実験等について、授業の手引を作成するなど、全分野を網羅するところまでには至らないのですが、そういった動きをしております。小学校の段階から理科に対する意識づけをしていこうという動きが出てきております。

○**羽原委員** 小学校時代に自然に対する関心が持てるかですね。つまり、都市という規格の中で育っているから、土を見て土をいじれば、植物の芽が出てくるであるとかの気付きがあるけれども、アスファルトには芽が出ない。教科書、勉強という視点ではなくて、自然という

ものに対する関心がないと、少なくとも生物などについては関心が広がっていかねば、中学校へ行こうが大学へ行こうが、全く興味の幅が広がらないわけです。それから、街にはネオンが見えるけれども、星や天体がどうであるとか、そういう関心が今の子どもは非常に起こりにくい環境になっている。新宿区は特にね。だから、小学生の頃から、そういう自然とのかかわり合いのようなところを授業以外のところでも刺激していかないと、高校に進んだらもっと、自然というものへの関心は深まらないんじゃないかと思います。

つまり学校教育が悪いのではなくて、社会の変化にこういう見えない部分、教育の対象になかなかなりにくいようなところについて、自然の生活の中で興味を引き立てるようなことを方法論的に考えていかないと、なかなかレベルアップしていかないといいですね。

だから、僕はこの都会の子ども、新宿区の子どもが理科に弱いというのは、よく分かりますよ。それから、社会についても、やはり気づきというか、好奇心とか、社会とのかかわりに目覚めない限りは、社会科も伸びないと思いますよ。文科省もやたらにカリキュラムとか学習時間を増やすけれども、本来は時間のかかるようなアクティブラーニングも取り入れる。そういう構造的な矛盾のようなものを抱えているのが今の教育じゃないかなと。

○教育指導課長 やはり、興味関心を持つということが一番重要であると思っております。

また、理科の実験や観察、体験についても、それをやったからいきなり学力が向上するかというと、どうもそうではなくて、それはそれでとても大切なことなんですけれども、それを実際の生活につなげていくであるとか、個々の理科的な知識を体系的に上手くつなげていって、網の目のようにしていくことが大切なのであらうと考えております。

この辺りについては、教員も理解はしております、もちろん実験や観察は大切けれども、では、それをどのように知識と結びつけていくかということに、今後も引き続き努力してまいりたいと思います。

○教育長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○山下委員 中学生についてですけれども、やはり1年生から2年生に進むと、何か格差が開くような、この英語や数学あたりは危惧してしまして、だんだん下がっていくというのが気になります。興味・関心のこともそうなんですけれども、単純に勉強していないんじゃないかと個人的には思っています。宿題が出ていないとか、塾に行っていないとか、純粋に反復学習が足りていないんじゃないか、など見ていて思ったんですけれども、学習時間や宿題の量というものは、理科・社会と英語・数学では随分違うものなのですか。

○教育指導課長 各校でどのぐらいの宿題を出しているかという調査まではしてございません

ので、明確なことは申し上げられないのですが、日常的に数学や英語の方が、やはり日々の積み重ね、反復学習の機会はどうしても多くなるのではないかという認識は持っております。

ただ、理科や社会についても、何も勉強していないわけではなくて、教科担任としても適切に課題は与えているものと理解しております。

○教育長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問なければ、報告2については質疑を終了させていただきます。

次に、報告3について御意見、御質問があればお願いいたします。

○今野委員 以前にも少し申し上げましたけれども、更新された目標値が1桁台まで出ています。元々は目標値らしい概数で出ていたと思います。目標値がこういった細かい数値になるのは何か変な感じだなと思っているんですけども。

○中央図書館長 私としまして、この目標値が1桁台までであるというのは違和感があったんですけども、この目標値の定め方を見ますと、単純に5年間の平均の伸び率を令和元年度の目標値に乗じて得たものです。本来ですと、目標値ですので、1,000人単位程度、あるいは100人単位まで丸めるところなんでしょうけれども、そういう計算をして設定したということのようでございます。

○教育長 今野委員のご発言については、今後の参考にしていただければと思います。

ほかに何かございますか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、報告3については質疑を終了させていただきます。

次に、報告4について御質疑等ございましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告4についての質疑を終了させていただきます。

---

#### ◆ 報告5 その他

○教育長 次に、報告5、その他ですが、事務局から報告がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 それでは、以上で報告を終了させていただきます。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 3時15分閉会